

# 第 11 次香川県交通安全計画

(令和 3 年度～令和 7 年度)



交通事故のない社会を目指して

香川県交通安全対策会議

# ま え が き

本県においては、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、交通安全対策基本法（昭和 45 年法律第 110 号）に基づき、昭和 46 年度以降、10 次・50 年にわたる交通安全計画を作成し、国の関係地方行政機関及び県・警察・市町並びに関係民間団体等が一体となって各交通分野において交通安全対策を強力に実施してきた。

その結果、第 10 次香川県交通安全計画の実施期間である平成 28 年から令和 2 年までの 5 年間の交通事故発生状況をみると、死者数は平成 28 年の 61 人から令和 2 年には 59 人、死傷者数は平成 28 年の 8,495 人から令和 2 年には 4,573 人といずれも減少したものの、計画に掲げる 2 つの数値目標のうち、死者数について数値目標を達成できなかった。

第 10 次香川県交通安全計画の最終年である令和 2 年中の交通死亡事故は、全国的に減少している中で、本県の死者数は 59 人と 2 年連続で増加するとともに、死者数全体に占める高齢者の割合が約 7 割を超えるという大きな特徴が認められる上、人口 10 万人当たりの死者数については 8 年ぶりに全国ワースト 1 位となるなど、依然として厳しい交通情勢が続いている。

また、鉄道交通の分野においても、大量・高速輸送システムの進展の中で、一たび交通事故が発生した場合には重大な事故となるおそれが常にある。

このような状況から、交通事故の防止は、国の関係地方行政機関及び県・警察・市町並びに関係民間団体だけでなく、県民一人ひとりが全力を挙げて取り組まなければならない緊急かつ重要な課題であり、引き続き人命尊重の理念の下に、交通事故のない社会を目指して、交通安全対策全般にわたる総合的かつ長期的な施策の大綱を定め、これに基づいて諸施策を強力に推進していかなければならない。

この交通安全計画は、交通安全対策基本法第 25 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年度から 7 年度までの 5 年間に講ずべき交通安全に関する施策の大綱を定めたものである。

この交通安全計画に基づき、国の関係地方行政機関及び県・市町においては、交通の状況や地域の実態に即して、交通の安全に関する施策を具体的に定め、これを強力に実施するものとする。

香川県交通安全対策会議

# 目 次

計画の基本理念	1
第1章 道路交通の安全	5
第1節 道路交通事故のない社会を目指して	6
第2節 道路交通の安全についての目標	7
I 道路交通事故の現状と今後の見通し	7
1 道路交通事故の現状	7
2 道路交通事故の見通し	9
II 香川県交通安全計画における目標	10
第3節 道路交通の安全についての対策	11
I 今後の道路交通安全対策を考える視点	11
〈重視すべき視点〉	11
(1) 高齢者及び子供の安全確保	11
(2) 歩行者及び自転車の安全確保	12
(3) 生活道路における安全確保	13
(4) 先端技術の活用推進	13
(5) 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進	14
(6) 地域が一体となった交通安全対策の推進	14
II 講じようとする施策	15
1 道路交通環境の整備	15
2 交通安全思想の普及徹底	30
3 安全運転の確保	42
4 車両の安全性の確保	49
5 道路交通秩序の維持	56
6 救助・救急活動の充実	59
7 被害者支援の充実と推進	62
8 研究開発及び調査研究の充実	66
第2章 鉄道交通の安全	69
第1節 鉄道事故のない社会を目指して	70
I 鉄道事故の状況等	70
1 鉄道事故の状況	70
2 近年の運転事故の特徴	70
II 交通安全計画における目標	70
第2節 鉄道交通の安全についての対策	71
I 今後の鉄道交通安全対策を考える視点	71
II 講じようとする施策	71
1 鉄道交通環境の整備	71
2 鉄道交通の安全に関する知識の普及	72

3	鉄道の安全な運行の確保	72
4	鉄道車両の安全性の確保	73
5	救助・救急活動の充実	74
6	被害者支援の推進	74
7	鉄道事故等の原因究明と再発防止	74
8	研究開発及び調査研究の活用	74
第3章	踏切道における交通の安全	75
第1節	踏切事故のない社会を目指して	76
I	踏切事故の状況等	76
1	踏切事故の状況	76
2	近年の踏切事故の特徴	76
II	交通安全計画における目標	77
第2節	踏切道における交通の安全についての対策	78
I	今後の踏切道における交通安全対策を考える視点	78
II	講じようとする施策	78
1	踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進	78
2	踏切保安設備の整備及び交通規制の実施	79
3	踏切道の統廃合の促進	79
4	その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置	79